

四日市市立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市立博物館条例の一部を改正する条例

四日市市立博物館条例（平成5年四日市市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条</u>の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、<u>法第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2から4まで （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局博物館）